

事故発生防止のための指針

社会福祉法人 藤実会

1 介護事故の防止に関する基本的な考え方

当法人は、質の高いサービスを提供するために、提供するサービスに対して常に改善を行い、介護事故防止に努めます。また、事故が発生した場合に、速やかに適切な対応が行えるよう研修を実施し、必要な知識の習得に努めます。

2 介護事故の防止のための委員会その他法人の組織に関する事項

当法人では、介護事故発生の防止に取り組むにあたって、事故防止検討委員会を設置します。

(1) 設置の目的

介護事故を未然に防止すると共に、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行なわれ、利用者に最善の対応を提供することを目的とします。

(2) 事故防止検討委員会の構成委員と安全対策責任者の選任

- ・ 施設長（管理者）
- ・ 事務長
- ・ 介護支援専門員
- ・ 生活相談員
- ・ 看護職員
- ・ 介護職員
- ・ 管理栄養士
- ・ その他必要に応じ委員を指名する。

委員長は施設長とし、安全対策責任者を務める。また各所属の長及び上記構成委員が安全対策担当者を務める。

(3) 事故防止検討委員会の開催

定期的に開催し、介護事故発生の報告及び未然防止・再発防止等の検討を行います。なお必要な際は、隨時開催します。

また、関係する職種、取り扱う事項等と相互に関係が深い他の委員会又は会議と一体的に開催することがあります。

(4) 事故防止検討委員会の役割

ア) マニュアル、事故報告書等の整備

介護事故の未然防止のため、マニュアル、事故報告書等を整備し、定期的に見直し、必要に応じて更新します。

イ) 事故内容の分析及び再発防止策の検討

事故内容を分析し、事故発生防止の為の再発防止策を検討します。

ウ) 再発防止策の周知徹底

イ) によって検討された再発防止策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

(5) 事故発生防止担当者の選任

事故発生防止にかかる担当者は、各所属の長及び事故防止検討委員会の構成委員とします。

3 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生防止のための職員への研修を、以下のとおり実施します。

(1) 定期的な研修の実施

サービスの種類	研 修
特別養護老人ホーム	年2回以上
小規模多機能型居宅介護	年1回以上
通所介護・居宅介護支援	年1回以上

(2) 新任職員への研修の実施

(3) 研修の実施内容（資料）及び出席者の記録と保管

4 介護事故、ヒヤリハット及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性の高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善の方策に関する基本方針

報告、改善のための方策を定め、従業員に周知徹底します。周知徹底する目的は、介護事故等について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものでないことに留意します。

(1) 報告手順の確立

職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、所属の長に報告します。

(2) 事故要因の分析

事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討します。

(3) 改善策の周知徹底

報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底します。

(4) 防止策の評価

防止策を講じた後に、その効果について評価します。

5 介護事故等発生時の対応に関する基本方針

介護事故等が発生した場合には、事故発生時の対応マニュアルのとおり速やかに対応します。

(1) 当該利用者への対応

介護事故等が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動します。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

(2) 事故状況の把握

介護事故等の状況を把握するため、関係職員は対応マニュアルに基づき速やかに対応します。

(3) 関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・担当ケアマネージャー、必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告します。

(4) 県等への報告

県等への報告対象事故の場合は、速やかに定められた様式で報告します。

(5) 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

6 その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

介護事故等又は福祉サービスに係る苦情については、福祉サービスに係る苦情解決取扱要綱に基づき速やかに対応します。

7 当指針の閲覧に関する基本方針について

当指針は、利用者及び家族が施設内で閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

附則

この指針は、令和 5年 8月 1日より施行する。

この指針は、令和 7年 1月 1日より施行する。